

国際課税のケース・スタディ

改正日米租税条約の利子条項

税理士 高山 政信

〔事例〕

現行の日米租税条約（以下「現行条約」という。）は平成15年11月に全文改正の署名がなされて現在に至っている。この現行条約は、配当、利子、使用料所得の源泉地国課税を減免したことに特徴があるが、平成25年1月に改正署名がなされた日米租税条約改正議定書（以下「改正条約」という。）はさらに一段と投資所得に対する源泉地国課税を減免している。この改正条約は利子所得を原則として条約免税としているが、10%課税の規定を残している。この10%課税となる利子所得はどのようなものか。

〔ポイント〕

- 1 日米租税条約の改正
- 2 利子所得条項の改正
- 3 源泉地国で10%課税となる利子所得
- 4 その他の利子所得関連規定

〔検討〕

1 日米租税条約の改正

日米租税条約は日本が締結した包括的租税条約としては最も古いもので、最初の条約は、昭和29年に締結され、その後、昭和46年改正と事例にあるように平成15年改正と3度の全文改正を経て現在に至っている。

改正条約は、平成23年6月から改正交渉が始まり、平成24年6月に基本合意、平成25年1月に改正議定書に署名されたもので、その内容は現行条約の一部改正である。日本国内の手続としては平成25年の通常国会において衆参両院に

おいてこの改正条約が承認されていることから、仮に、改正条約が平成25年中に発効すれば、適用は平成26年1月以降ということになる。

今回の改正条約における投資所得関連の改正としては、特定の親子間配当について現行条約の株式所有要件12か月50%超から6か月50%以上と条約免税の要件を緩和したことと、利子所得について、従前の原則10%課税を原則条約免税としたことである。

投資所得以外の改正では、相互協議の強化としての仲裁規定の創設、行政支援の改善による両国の税務当局間の協力関係の強化としての徵収共助等の拡充がある。

2 利子所得条項の改正

改正条約の利子条項（以下「改正第11条」という。）は、議定書により全文改正されたのであるが、最も大きく改正されたのは、改正第11条第1項と第2項であり、他は、現行条約の条文の組み替えである。

改正第11条第1項は、源泉地国免税を次のように規定している。

「第1項：一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。」

改正第11条第2項は、第1項の例外として源泉地国課税を規定したものである。

「第2項：1の規定にかかわらず、

(a) 債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動

若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であって、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の10パーセントを超えないものとする。

(b) 一方の締約国は、不動産により担保された債権又はその他の資産の流動化を行うための団体の持分に関して支払われる利子の額のうち、当該一方の締約国の法令で規定されている比較可能な債券の利子の額を超える部分については、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。」

改正第11条第1項は、源泉地国において生じ、居住地国居住者が受益者である利子については、源泉地国免税であることを規定している。

改正第11条第2項は、(a)と(b)に第1項の例外(源泉地国免税とならないもの)を規定している。改正第11条第2項(b)は、現行条約第11条第9項と同様の規定であり、米国国内法にあるレミック(REMIC:Real Estate Mortgage Investment Conduit)等に関するもので、租税条約における課税の減免を制限する規定である。

3 源泉地国で10%課税となる利子所得

改正第11条第2項では、上記の(a)が新設の規定ということになる。

米国の内国歳入法典第871条(h)では、米国の者から外国の者(米国非居住者)に支払われるポートフォリオ利子については、米国国内法により源泉徴収課税はない。このポートフォリオ利子に該当する要件は、外国の者が法人債務者の議決権株式の10%超を所有していないことあるいは外国の者がパートナーシップ債務者の資本又は利益の10%を超えて所有しておらず、かつ、登録された形式になっているものである。

米国がこのような課税方式を採用しているのは、国外からの現金の流入を歓迎する姿勢によるも

のである。

偶発利子(Contingent interest)は、債務者の収入、売上、資金の流入量、所得、利益、債務者の所有する財産価値の変動額、債務者による配当等、分配等のいずれかに関連して計算される金額の利子のことである。偶発利子については、国内法により30%の源泉徴収課税がある。

この偶発利子に関する改正第11条第2項における規定は、米国国内法の規定と類似していることから、おそらく適用例としては、米国居住者から日本の居住者(米国非居住者)に対する偶発利子が想定できるのである。仮に、米国居住者から日本居住者に対する偶発利子であれば、米国国内法では30%の源泉徴収となるが、改正条約では、これを10%の限度税率とすることを規定したものと思われる。

4 その他の利子所得関連規定

改正後の議定書8は、トレーディングの決済に債券を必要とする者が、条約相手国の居住者である債券所有者から債券を借り受け、その見返りとして担保金を支払い、一定期間経過後に、貸し出した者に対して、同種・同一数量の債券を返還して担保金の返還を受ける取引(レポ取引)等に係る規定である。この規定は、レポ取引債券貸借の見返り金額あるいはコミットメント契約の手数料が利子所得として課税を受けないことを確認したものである。

また改正第11条第6項は、特殊関連企業間ににおいて独立企業価格を超えた利子を支払う場合、その超過額について5%を上限とする課税を行うことが規定されている。